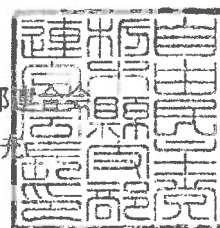


突風・降雹等による被害への早期対応に関する緊急要望書

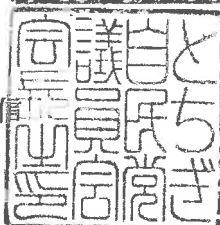
令和5年7月19日

栃木県知事 福田 富一様

自由民主党栃木県支部
会長 茂木 敏夫



とちぎ自民党議員会
会長 岩崎 信



令和5年7月10日、県南部を中心にダウンバーストや降雹等による被害が発生した。

今回の被害は、風速50メートルの突風や大粒の降雹による住宅の破損、多品目にわたる農業被害に加え、数多くの倒木など、局地的な被害を受けた。

特に、住家においては、7月18日現在、準半壊が3棟、一部損壊が57棟に上っているほか、農業関係では、降雹による農作物の被害や、突風によるパイプハウスの損傷、果実の落下など、小山・野木地区を中心に、被害額は1億2千万円を超えるものと推定されている。

そこで、地球温暖化の影響により今後増加が見込まれる局地的な災害に備え、万全の対策を講じるとともに、被災者の生活や農業経営の安定化に向けて、下記の措置を早急に講じるよう強く要望する。

記

- 1 被災者生活再建支援法の適用に当たっては、中規模半壊に至らない被害であっても、屋根などの損傷により生活の継続に著しい支障をきたす住家被害を含めるなど、被災者の安定した日常生活への早期復帰に資するよう、国に対して支援金の支給対象の拡大を要望するとともに、県による支援策を検討すること。
- 2 市町の要望に応じて、速やかに栃木県農漁業災害対策特別措置条例を適用し、補助や融資など被災農業者の経営安定に向けた支援措置を講じるとともに、農業共済加入者への早期の共済支払いについて、関係機関に要請すること。
また、同条例が適用とならない局所的な農漁業災害についても、被災農業者に対する技術対策や資金の融通などにより、経営の安定化に向けて重点的に支援すること。
- 3 今後の災害を未然に防止するため、防雹網の設置等の必要な取組に対しての支援や、農業者等に対する意識啓発、気候変動適応に必要な情報発信を行うなど、農業気象災害への対応力強化を図るとともに、収入保険や農業共済への加入促進を図ること。

以上